

2022年3月7日
2021 貿情セ調（経提） 第14号

経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課 浅井課長殿
安全保障貿易審査課 横田課長殿
（写）安全保障貿易管理政策課 熊野分析官殿
（写）安全保障貿易管理課 井口課長補佐殿、斎藤課長補佐殿
（写）安全保障貿易管理課 佐藤課長補佐殿
（写）安全保障貿易審査課 門野総括課長補佐殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
エレクトロニクス専門委員会
半導体・集積回路分科会
主査 水野 英明

貨物等省令第6条第一号の改正要望

表題の件につきまして、下記のとおり要望いたしますので、何卒ご検討いただきますよう
よろしくお願いたします。

記

1) 貨物等省令第6条第一号

【意見内容】

現法令の下線部を、次のように修正する。

（現法令）一 集積回路（中略）であって、次のいずれかに該当するもの
（中略）

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの （ワに該当するものを除く。）

（一） アナログデジタル変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの
（中略）

（二） デジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの
（以下略）

（修正案）一 集積回路（中略）であつて、次のいずれかに該当するもの
（中略）

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

（一） アナログデジタル変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの
（ワに該当するものを除く。）

（二） デジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの
（以下略）

【理由】

Wassenaar Arrangement(WA) の原文と一致させるためです。

貨物等省令 第6条1号ホは、WA原文の 3.A.1.a.5 に相当し、貨物等省令 第6条1号ワは、同じく 3.A.1.a.14 に相当します。

貨物等省令 第6条1号ホにおいて、ワを優先するという文言は、ホの柱書にあるため、ホ(一)、(二)にかかっています。

一方、WA 原文 3.A.1.a.5 において、a.14 を優先するという文言は、ホ(一)に相当する a.5.a の NB として記載されていて、ホ(二)に相当する a.5.b にはかかっていません。

3. A. 1. a. 5. Analogue-to-Digital Converter (ADC) and Digital-to-Analogue Converter (DAC) integrated circuits, as follows:

a. ADCs having any of the following:

1. to 5. ...

N.B. For integrated circuits that contain analogue-to-digital converters and store or process the digitized data, see 3.A.1.a.14.

Technical Notes

3. A. 1. a. 5. b. Digital-to-Analogue Converters (DAC) having any of the following:

【後略】

従って、6条1号ワに該当する場合、通常のアナログデジタル変換用のものの規制である6条1号ホ(一)より優先する条文と理解しています。

現法令の記載では、下線の部分がホの柱書にありますと、6条1号ワに該当した場合にデジタルアナログ変換用のものの規制6条1号ホ(二)が非該当になると解釈できてしまいます。そういう意図はないと理解しており、明確化のため、修正されるべきと考えます。